

～令和7年度消費生活相談状況～

消費生活相談件数

合計

901件

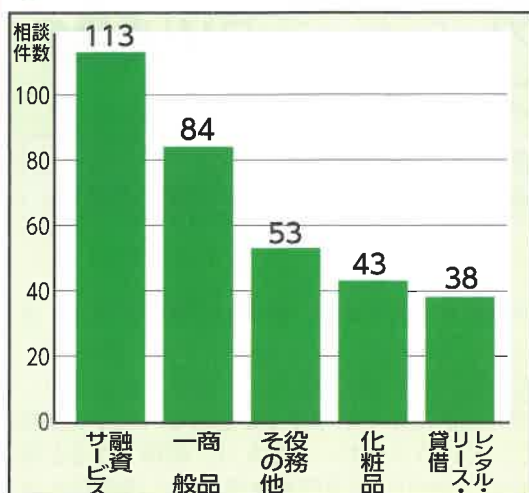
令和7年度の大村市消費生活センターへ寄せられた消費生活相談状況をまとめました。

相談件数は901件で、令和6年度に比べ149件増加し、**過去最高**です。

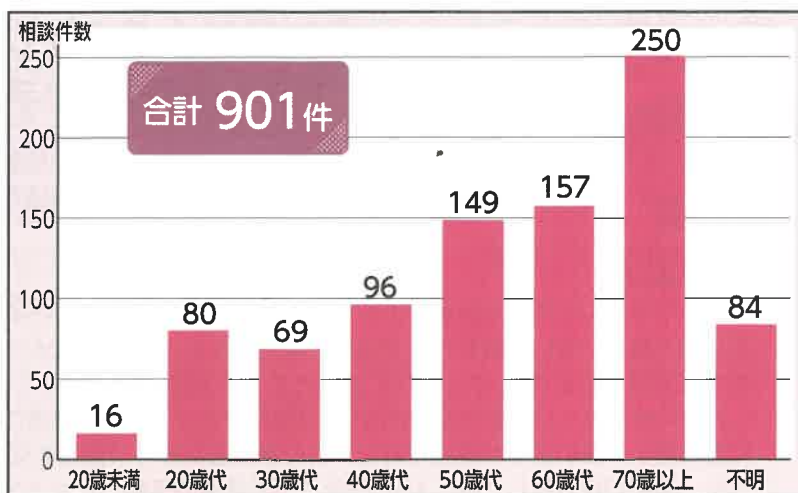
相談の内容としては、多重債務に関する相談が含まれる「融資サービス」と、偽電話や心当たりのない品が届いたという「商品一般」が相談件数の上位を占めています。

相談者の年齢は、70歳以上の相談件数が最多で、50歳代、60歳代と合わせると全体の約62%となります。

● 令和7年度に多かった相談内容と件数



● 年代別相談件数(令和7年度)



救済金額

(令和7年度)

約 **5,384万円**

消費生活センターに相談したことによって「支払わなくて済んだ」「返金があった」といった金額の合計額は、令和7年度では**149件**、**約5,384万円**となりました。

みなさんも「強引に商品売りつけられた」「だまされて契約してしまった」などという被害にあった場合は、早急に**消費生活センター**に相談してください。

大村市消費生活センター

(大村市役所 市民110番室内)

【相談・お問合せ】 ☎0957-52-9999

【相談日時】(月～金曜日) …午前8時30分～午後5時15分

大村市玖島1丁目25番地

いやや

※土日・祝日のご相談は「消費者ホットライン」=局番なし『**188**』をご利用ください。

▶▶▶トラブル事例◀◀◀

光回線サービスの電話勧誘トラブルが増えています!! 一口頭説明だけで契約せず、必ず説明書面を見てから検討しましょう

相談事例

- 事実ではない内容を告げられて契約してしまった。
- 契約中の事業者と誤認させられて契約してしまった。
- 光回線をやめたいと話しても勧誘が続き、料金説明も説明書面もないまま契約になっていた。
- 「安くなる」と勧誘されたが、覚えのない複数のオプションが契約になっていた。



アドバイス

- ☆突然電話がかかってきた際は、必ず事業者名とサービス名を確認しましょう。
- ☆電話勧誘の契約では、「説明書面」と「契約書面」の2つの書面が送付されます。
- ☆電話がかかってきた日に契約しないようにしましょう。
- ☆契約書面が届いたらすぐに内容を確認し、契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、速やかに契約先事業者に出し出しましょう。

被災地支援をうたう不審なSNS上のダイレクトメッセージ(DM)に注意! —〇〇Pay詐欺の手口も—



令和8年熊本地震により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。
地震発生後は便乗した詐欺的トラブルや悪質商法が多数発生しますので、十分に注意ください。

相談事例

SNSでフォローしている飲食店のアカウントから「指定のwebサイトで商品を購入すると、被災地に寄付ができ、さらに購入額より多い金額がコード決済で返金される。」というDMが届いた。DM内のリンク先からLINEに誘導され、友だち登録するとLINEグループに参加となり、実際、指示された1,000円分の商品購入をコード決済で支払うと、1,200円分がコード決済で返金された。2回目からは、コード決済のアプリ画面だけでやり取りを指示されたが、同様に支払額より多い金額が返金された。別の参加者からも「返金を受けた」というメッセージも入り、信用できると思った。複数回繰り返した後、10万円をコード決済で支払ったが返金がない。さらに15万円を決済したら10万円も返金すると連絡があったが不審に思い決済はしていない。返金してほしい。

アドバイス

- ☆「〇〇Payで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください! もし被害に遭ってしまった場合は、すぐにコード決済サービス事業者に出し出るとともに、警察に相談してください。
- ☆SNSの偽アカウントに関する注意を呼びかけている事業者もいますので、被災地支援に関するDMが届き、商品購入や寄付等を求められたとしても、支払う前に自身で事業者の公式ホームページ等を確認しましょう。
- ☆SNS上のDMやメール等で連絡を取った後、やり取りをLINEに切り替える手口も寄せられています。不審なDMやメール、やり取りには対応しない、もし最初は気付かなかったとしてもおかしいと思った時点ですぐに連絡を絶つようにしましょう。個人情報伝えず、金銭を要求されても決して支払わないようにしてください。
- ☆災害発生時の過去の例をみると、自治体や公的機関等をかたって寄付や義援金を求めるケースも見られますが、自治体や公的機関が各家庭に直接電話をかけて寄付や義援金を求めたり、個人情報を聞いたりすることはありません。このような連絡があった場合には応じず、いったん電話を切って、まずは当該機関に直接確認しましょう。不審な電話はすぐに切る、希望していない来訪の申し出があってもきっぱり断ることがトラブルの未然防止につながります。
- ☆寄付や義援金は、募っている団体等の活動状況や使途を自分自身でよく確認し、納得した上で寄付しましょう。口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。

不安を感じたら 0957-52-9999へ相談!

18歳から
大人!!

成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまう傾向に！
未成年者の場合、親権者の同意なく結んだ契約は、原則、取り消すことができますが、成人になるとそうした保護はありません。
社会経験に乏しく、保護のない成人を狙い打ちにする悪質な業者もいます。

副業サポートや投資の名目で借金させる業者に注意！

－ 複数の貸金業者から次々と借り入れさせる －

近年、副業や投資等を勧誘する業者から指示されるままに、複数の貸金業者から短期間のうちに次々に借り入れ、副業等を勧誘してきた業者に支払っているケースが目立ちます。特に20歳代以下という若年層からの相談が多く、より一層の注意が必要です。

事例 1



動画を見るだけで収入が得られるというネット広告が出て、自分でもできると思い登録した。業者から電話があり、アフィリエイトで稼ぐためのサポートをする450万円のコースを勧められた。「お金はない」と言ったら、「アフィリエイトの収入で支払えるから」と言われ、消費者金融から借り入れるように指示された。複数社のWEB申込画面が届き、画面共有アプリをダウンロードするように指示され、業者と画面を見ながら申込画面に入力した。アルバイトで月収10万円強だが、消費者金融の申し込みでは「正社員で年収300万円」と申し込むよう言われた。その日のうちに合計450万円を借り入れ、私の銀行口座に複数回入金があったが、直後に合計500万円以上がどこかに送金されていた。不審なのでクーリング・オフしたい。

※アフィリエイトとは、自分のブログやSNSで企業の商品やサービスを紹介し、そのリンク経由で売上や申し込みが発生した際に報酬（紹介料）を受け取る「成果報酬型の広告」のこと

事例 2



インターネットで見つけた「FX投資で儲かる」という業者と契約をした。約150万円の費用は消費者金融3社から借金するように言われ、そのとおりに借り入れをして支払った。支払いは複数回に分けて業者の指定する口座に振り込んだが、振り込先の名義は契約先と異なっていた。消費者金融への返済は自分で負担する必要はないと聞いていたのに、投資した資金の出金ができず、消費者金融には自分で返済せざるを得なくなってしまった。おかしいと思い、詐欺にあったと気づいた。どうすればよいのか。

アドバイス



- 「簡単に稼げる」「すぐに元が取れる」などの甘い言葉をうのみにせず、借金をしてまで契約しないようにしましょう。
- 副業や投資等を勧誘する業者から虚偽の申告をするよう指示されたり促されたとしても、絶対に虚偽の申告はしないでください。
- 安易に遠隔操作アプリをインストールしたり、副業や投資などを勧誘する業者と画面を共有したりしないようにしましょう。

不安に思った場合やトラブルが生じた場合には、自分で抱え込まず、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

こんなときは 消費生活センターにご相談を!

消費者トラブル (その他) 最新5選



- ① 国税庁がSMSやメールで税金の納付を求めることはありません！
－ 国税庁やe-Taxをかたる不審なSMSやメールに注意－
- ② ニキビ、AGA治療や痩身目的等のオンライン診療のトラブルにご注意！
－ 処方薬の定期購入にかかるトラブルが目立ちます－
- ③ 依然として多い葬儀サービスの料金トラブル
－ 「家族葬だから安い」と思っていないませんか？－
- ④ サブスクリプション アプリの削除だけでは解約になりません！
- ⑤ 成人式の晴れ着レンタル 早期契約や強引な勧誘に注意！

高齢者を消費者被害から守り、安全・安心な暮らしへ

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っています。高齢者は自宅にすることが多いため、電話勧誘販売や家庭訪問による被害にあいやすいのも特徴です。高齢者が安全・安心な消費生活を送るためには、高齢者自身が気をつけることはもちろんですが、身近にいる家族や介護支援員、そして地域住民の見守りが大切です。

知っておきたい 高齢者の 消費者被害 の実態

- ・テレビショッピングではテレビ広告以外の情報もしっかり確認！
－ テレビショッピングは通信販売にあたるためクーリング・オフはありません－
- ・電話勧誘ハウスクリーニング(エアコン・換気扇など)のトラブルにご注意！
- ・医薬品のインターネット通販による定期購入に注意！
- ・電子レンジによる事故を防止！使い方を再チェックしませんか？
- ・飲料用ペットボトルへの移し替えはやめましょう！
－ 洗剤や殺虫剤などの誤飲事故が発生しています－



家の様子について

- ☐ 家に見慣れない人が出入りしていないか
- ☐ 不審な電話のやりとりがないか
- ☐ 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- ☐ 見積書、契約書などの不審な書類や名刺がないか
- ☐ 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか
- ☐ カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがないか

本人の様子について

- ☐ 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
- ☐ 生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないか
- ☐ 何かを買ったことを覚えていないなど、判断能力に不安を感じることはないか

大村市消費生活センター(市役所1階市民110番室内) ☎0957-52-9999

■相談日時/月～金(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15

本情報は、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターからの情報等をもとに編集・発行しています。